

長崎県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年2月22日

長崎県後期高齢者医療広域連合長

田と高久

長崎県後期高齢者医療広域連合条例第3号

長崎県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

長崎県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成19年長崎県後期高齢者医療広域連合条例第11号）の一部を次のように改正する。

第10条中「平成28年度及び平成29年度」を「平成30年度及び平成31年度」に、「100分の8.80」を「100分の8.67」に改める。

第11条中「平成28年度及び平成29年度」を「平成30年度及び平成31年度」に、「4万6,800円」を「4万5,800円」に改める。

第12条中「57万円」を「62万円」に改める。

第14条第1号イ中「法第93条」を「法第93条第1項及び第2項」に、「及び第98条」を「並びに第98条」に改める。

第16条第1項第2号中「27万円」を「27万5,000円」に改め、同項第3号中「49万円」を「50万円」に改める。

第22条中「有する被保険者」の次に「及び法第55条又は法第55条の2の規定の適用を受ける被保険者」を加える。

第23条中「法第55条」の次に「又は法第55条の2」を加える。

附則第3条及び附則第4条を削り、附則第5条を附則第3条とする。

附則第6条及び附則第7条を削る。

附則第8条中「附則第5条若しくは第9条」を「附則第3条若しくは第5条」に、「附則第5条に」を「附則第3条に」に改め、同条を附則第4条とする。

附則第9条を附則第5条とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の長崎県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、次項に定めるものを除き、平成30年度以後の年度分の保険料について適用し、平成29年度分までの保険料については、なお従前の例による。
- 3 新条例第10条及び第11条の規定は、平成30年度及び平成31年度の保険料について適用し、平成29年度分までの保険料については、なお従前の例による。